



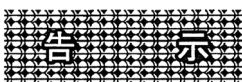
長野県報

9月24日(金)
令和3年
(2021年)
号外

目次

告示

公職選挙法に基づくポスターの掲示の禁止(選挙管理委員会).....	1
公職選挙法に基づく寄附の禁止(選挙管理委員会).....	1
地方自治法等に基づく直接請求のための署名の禁止(選挙管理委員会).....	1



選告示第42号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第113条第1項の規定により、長野県議会議員補欠選挙(松本市東筑摩郡選挙区)を行う事由が生じたため、令和3年9月25日から当該選挙の期日までの間、同法第143条第16項の規定により、同項第2号に規定するポスターを掲示することができません。

令和3年9月24日

長野県選挙管理委員会委員長 北島靖生

選挙管理委員会

選告示第43号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第113条第1項の規定により、長野県議会議員補欠選挙(松本市東筑摩郡選挙区)を行う事由が生じたため、令和3年9月25日から当該選挙の期日までの間、同法第199条の5の規定により、寄附をすることができません。

令和3年9月24日

長野県選挙管理委員会委員長 北島靖生

選挙管理委員会

選告示第44号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第113条第1項の規定により、長野県議会議員補欠選挙(松本市東筑摩郡選挙区)を行う事由が生じたため、令和3年9月25日から当該選挙の期日までの間、松本市東筑摩郡選挙区の区域内においては地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)及び市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)の規定に基づくすべての直接請求のための署名を求めることができません。

令和3年9月24日

長野県選挙管理委員会委員長 北島靖生

選挙管理委員会